

高浜3、4号

来月再稼働不可能に

異議審結審せず

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の再稼働を差し止めた福井地裁の仮処分決定

を不服とし、関電が申し立てた異議の第三回審尋が八日、同地裁で開かれた。住民側

が関電への反論を展開し、次回審尋が十一月十三日に決定。関電が自指す十一月の再稼働は事実上不可能となつた。=関連②

(高橋雅人)

審尋は非公開で実施。住民によると、九月三日の関電のプレゼンテーションに、住民側の専門家らが反論。「策定された基準地震動は過小評価」「設備の耐震設計には関電が主張するような余裕はない」などと主張した。林潤裁判長は、

住民側の海渡雄一弁護士

は「(次回期日を入れたの

は)当然の判断」と評価。元

3、4号機(おおいた町)の運転差し止めを求める仮処

分の審理も行われた。

審尋では関電大飯原発

裁判官の井戸謙一弁護士は

「裁判所に高浜原発の安全性を理解し、仮処分命令を取り消してもらえるよう今後も裁判所の訴訟指揮に応じ、真摯に対応していただき」のコメントを出した。

知事判断時期に影響も

高浜原発3、4号機の再稼働を禁止する福井地裁の

仮処分の異議審が八日に結審せず、関西電力が想定する十一月の再稼働が絶望的

前回と今回の審尋を「有意義だった」と評価する一方で「多くの論点でまだまだ

かみ合っていない」と指摘。次回期日を設け「次回には主張を全部終えるよう

面

会で確認した上で判断する方針。審査は4号機の工事計画と、3、4号機の運転管理方法を定めた保安規定

が残るが、ともに十月中旬に

も認可される見通しだ。

再稼働の前提として県が

政府に示した五条件で、同意時期を調整する方法も考

え得る。条件の一つに「原

核燃料の装填は知事同意の

同意の前でも可能な限り手続きを進めたいと考えだが、

西川知事は「行政と司法の手続きは別」と述べてお

り、規制委の審査や専門委の検証が終われば、同意判断に進む可能性はある。

断基準はあいまい。「不十

月に出ることもあり得ない。早くても年末ぎりぎり」との見方を示した。関電は

「裁判所に高浜原発の安全性を理解し、仮処分命令を取り消してもらえるよう今後も裁判所の訴訟指揮に応じ、真摯に対応していただき」のコメントを出した。

月に出ることもあり得ない。早くても年末ぎりぎり

との見方を示した。関電は

月に出ることもあり得ない。

16/9
日
木

(西尾述志)